

1) このソフトは平成27年度に施行予定の税制に準拠しています

- ・ 現時点(2013年)は過渡期であり、今後修正が施される可能性があります
- ・ 小規模宅地特例の詳細は未公表のため財務省のパンフ等を参考としました
- ・ 税制改正の流れは
 - ①平成22年 小規模宅地特例の適用条件の厳格化
 - ②平成26年 前回改正の一部緩和(2世帯住宅、介護施設入居者)
 - ③平成27年 特定居住用宅地の面積拡大、特定居住用・事業用の完全併用
同時に基礎控除の引き下げ(従来の60%へ)を実施
- ・ 本ソフトは平成27年新税制施行後に対応しています

★ よって平成25年、26年に相続が発生するケースには対応していません

2) 一般的な相続案件について簡単かつスピーディーに相続税試算を行うソフトです

- ・ よって相続発生後の相続税申告書の作成には全く対応していません
- ・ 複雑な相続関係には対応していません。また、計算可能な法定相続人は15人までです
- ・ 個々の財産(個別の土地、個々の預金etc.)ごとの遺産分割案には対応していません

3) 通常の相続税計算とは計算手順が異なっています

本来の相続税計算では相続人毎の相続財産を決めたのち、これらを集計して総相続財産を算出します。しかし、今回の改正では「申告が必要か不要か」、「課税か非課税か」といった相談が急増すると予想されます。そこで次の手順で計算を行うこととしました。

- ① 相続人の確定(法定割合、基礎控除・生命保険控除の上限額算定)
- ② 小規模宅地の対象地の決定、相続割合の決定(軽減額の算出)
- ③ 小規模宅地以外の不動産、金融資産、債務 等々の決定
- ④ 相続税総額の試算 (申告の要・不要、課税の有無 を判定)
- ⑤ 遺産分割案の決定 →分割案決定後の生命保険控除等を④へフィードバック
- ⑥ 相続税額の算出
- ⑦ 各人別相続財産・相続税計算の明細
- ⑧ 平成21年までの税制との比較
- ⑨ 平成21年までの税制に基づく④、⑦の作成

5) 詳細については専門家(税理士等)へご確認下さい

- ・ 各特例措置の適用可否の判断については自己責任でお願いします
- ・ 結果として相続税が課税されなくとも申告は必要となるケースが多くなります
- ・ 実際に相続が発生した場合は速やかに専門家の方にご相談下さい

相続人・法定相続割合

- 相続人の確定を行います（法定相続人は最大15人まで、それ以外は5人まで対応できます）
- 本ソフトは複雑な相続関係が含まれるケースには対応していません
- 本表の内容が以後の計算に自動的に反映されますので正確に入力してください

	相続人(属性or名前)	死亡	遺児	法定割合	同居区分	居宅不所有	事業承継	未成年	障害者	年齢	孫養子
配偶者	妻			1/2							
子	長男	○	2人								
	長女			1/6	別居(生計別)						
	次男			1/6	別居(生計別)		○				
直系尊属											
兄弟											
代襲相続人	長男の第1子			1/12	別居(生計別)						
	長男の第2子			1/12	別居(生計別)			○		16才	
法定相続人以外											

法定相続人数 他

法定相続人の人数	5人
基礎控除上限額	60,000千円
生命保険非課税枠上限	25,000千円

3000万円+600万円×法定相続人数

- 注1) 「生計一」→「生計を一つにする」の略、「2世帯住」→「2世帯住宅に居住」の略
 注2) 「みなし同居」の判定は自動的に行います
 注3) 税法上、同居であれば生計も一つと判断されます（税務申告や社会保険が別管理でも問題ありません）
 注4) 逆に、同居でない場合で生計が一つと判断されるには厳しい条件が付きますのでご注意ください

小規模宅地の特例の適用方法

- 平成22年の改正により、小規模宅地の軽減措置は相続人毎に個別に計算することとなりました
- 小規模宅地の特例を上手に活用するには対象地の遺産分割割合が非常に重要なポイントとなります
- ここでは相続財産全体の分割案を決める前に本特例の適用方針を決定することとします
- 土地が分筆済みのケース、或いは敷地権登記がされている場合は2行に分けて入力してください
- 特例により最も節税効果の上がる土地から順に入力してください

小規模宅地特例の適用を検討する土地

	物件名	土地面積	持分	不動産の利用状況	用途別の建物床面積割合					
					被相続人居宅	二世帯住宅	生計一親族居住用	特定事業地	貸付事業地	対象外
1	自宅兼店舗	300.00 m ²		被相続人居宅 & 特定事業地	50			50		
2	アパート	200.00 m ²		貸付事業地					100	
3										

注) 軽減額の計算は相続人単位で行いますが、この土地割合を適用する土地面積を相続人共通とした場合、その面積が全体の限度面積を超える場合は限度面積を上限とします

対象不動産の評価額(特例適用前の評価額)

(単位:千円)

	物件名・所在等	土地路線価額(更地評価)	建物評価額(固都税評価)	土地持分(%)	権利形態等	借地権割合	権利等の勘案後		課税対象額
							土地評価額	建物評価額	
1	自宅兼店舗	45,000 千円	15,000 千円	100 %	所有権		45,000 千円	15,000 千円	60,000 千円
2	アパート	22,000 千円	8,000 千円	100 %	所有権	60 %	18,040 千円	5,600 千円	23,640 千円
3									
対象不動産の特例適用前の課税評価額合計									83,640

注) 被相続人持分が空欄の場合は100%として計算します

税務上の土地取扱区分 及び 小規模宅地の特例が適用可能となる相続人

	物件名	土地面積	土地評価額	建物評価額	特例上の取扱	特例が適用される可能性のある相続人
A	自宅兼店舗_被相続人居宅	150.00 m ²	22,500 千円	7,500 千円	被相続人居宅	配偶者、
B	自宅兼店舗_特定事業地	150.00 m ²	22,500 千円	7,500 千円	特定事業地	特定事業の承継者、
C	アパート_貸付事業地	200.00 m ²	18,040 千円	5,600 千円	貸付事業地	全員(但し、賃貸事業継続が条件となる)
D						
E						

対象不動産の遺産分割案

貸付事業事業主とならない相続人は「貸付」欄に×印をつけてください

(単位:千円)

	物件/利用状況	No.1 自宅兼店舗				No.2 アパート				No.3				相続人相続額
		被相続人居宅&特定事業地				貸付事業地								
		割合	土地	建物	貸付	割合	土地	建物	貸付	割合	土地	建物	貸付	
1	妻	50 %	22,500	7,500									30,000	
2	長女				40 %	7,216	2,240						9,456	
3	次男	50 %	22,500	7,500									30,000	
4	長男の第1子				30 %	5,412	1,680						7,092	
5	長男の第2子				30 %	5,412	1,680	×					7,092	
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
			45,000	15,000		18,040	5,600			0	0		83,640	

注) 概算計算が目的ですので税法上の端数処理は行っていません

小規模宅地特例の控除額の算定

- このケースでは適用可能面積を超過するので優先順位を決定して下さい
 - 制限面積を超過する場合は小規模宅地特例を適用する土地の優先順位を決定する必要があります
 - 平成27年以降、特定居住用宅地と特定事業用宅地の完全併用が認められる見込みです
 - 但し、一部でも貸付事業用宅地を選択すると完全併用は使用できないとされています
- ※ 尚、現時点では税務上の取扱の詳細については確定しておりませんので、施行までに変更となる可能性もあります

小規模宅地の特例の適用対象土地

優先順位の決定	小規模宅地特例の限度面積を超過します 右欄により優先順位を設定してください	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
		A	B	C		

小規模宅地の特例の適用面積 及び 軽減額

	物件名・税務上の扱い	適用される特例	優先順位設定前			優先順位設定後		
			適用面積	(面積制限)	軽減額	適用面積	(面積制限)	軽減額
A	自宅兼店舗_被相続人居宅	特定居住用宅地(軽減率80%)	75.00㎡	(90.91)	9,000千円	75.00㎡	(90.91)	9,000千円
B	自宅兼店舗_特定事業地	特定事業用宅地(軽減率80%)	75.00㎡	(75.00)	9,000千円	75.00㎡	(75.00)	9,000千円
C	アパート_貸付事業地	貸付事業用宅地(軽減率50%)	140.00㎡	(280.00)	6,314千円	117.05㎡	(234.09)	5,279千円
D								
E								
			(445.91)			267.05㎡	(400.00)	23,279千円

※ 面積制限の計算における換算率 → 特定居住用宅地=400/330、貸付事業用宅地=400/200 となります

以上より小規模宅地の特例による軽減額等は以下の通り

土地評価額の合計	63,040 千円
建物評価額の合計	20,600 千円
土地・建物評価額の合計	83,640 千円
小規模宅地特例による軽減額	▲ 23,279 千円
特例適用後の課税評価額	60,361 千円

詳細は次ページの「小規模宅地の特例 相続人別計算明細」をご参照ください

(ご参考) 平成21年基準に基づく小規模宅地特例の控除額の試算

- 今回の相続税制改正は平成22年度から始まった一連の税制改正の動きと連動しています
 - 平成22年から小規模宅地特例の適用基準が厳格化されましたが、一転して26年、27年には一部緩和されます
 - これは相続税に関して重大な影響を与えるため、ここでは旧基準による小規模宅地特例の控除額の試算を行います
- ※ これは試算のため計算を単純化しています。複雑なケースでは控除額が異なる可能性があります。

旧税制に基づく 小規模宅地特例 による控除額	物件名	土地面積	土地評価	特例区分	軽減率	軽減対象面積	軽減額
	A	自宅兼店舗 被相続人居宅	300.00 ㎡	45,000千円	特定居住用宅地	80%	240.00 ㎡
B	自宅兼店舗 特定事業地						
C	アパート 貸付事業地	200.00 ㎡	18,040千円	貸付事業用宅地	50%		

旧税制による控除額(試算)	28,800 千円
新税制による控除額の変化	▲ 5,521 千円

※新税制により控除額が減額され、課税が強化されています

注1) 旧制度では①一部でも居住用部分があれば全体を居住用扱い、②一人でも適用される相続人があれば全相続人に適用、とされていました
 注2) よって旧税制の計算では、①併用住宅は特定居住用を優先する、②遺産分割案に拘わらず特定事業、貸付事業を適用する、としています
 注3) 平成22年改正により一般的には課税強化となりますが、28年改正(完全併用、面積制限緩和)により控除額が増えるケースもあります

小規模宅地の特例 相続人別計算明細

		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5														
物件名		自宅兼店舗	自宅兼店舗	アパート																
全体の土地面積(利用形態による区分前)		300.00 m ²	300.00 m ²	200.00 m ²																
全体の評価額		45,000 千円	45,000 千円	22,000 千円																
利用形態		被相続人居宅	特定事業地	貸付事業地																
物件全体に占める割合		50.0 %	50.0 %	100.0 %																
上の割合に応じた用途別土地面積		150.00 m ²	150.00 m ²	200.00 m ²																
土地評価額		22,500 千円	22,500 千円	18,040 千円																
小規模宅地の種類		特定居住用宅地	特定事業用宅地	貸付事業用宅地	(特例対象外)	(特例対象外)														
種類ごとの上限面積		330.00 m ²	400.00 m ²	200.00 m ²																
特例による軽減率		80%	80%	50%																
特例が適用される相続人		配偶者、	特定事業の承継者、	全員(但し、賃貸事業継続が条件となる)																
								(単位 面積→m ² 、金額→千円)												
	相続人	同居区分	No.1			No.2			No.3			No.4			No.5					
			相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額			
法定相続人	1 妻	別居(生計別)	75.00	75.00	9,000	75.00												150.00	75.00	9,000
	2 長女		80.00	66.88	3,016													80.00	66.88	3,016
	3 次男		75.00	75.00	9,000													150.00	75.00	9,000
	4 長男の第1子		60.00	50.16	2,262													60.00	50.16	2,262
	5 長男の第2子		60.00															60.00		
	6																			
	7																			
	8																			
	9																			
	10																			
	11																			
	12																			
	13																			
	14																			
	15																			
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
合計		150.00	75.00	9,000	150.00	75.00	9,000	200.00	117.05	5,279							500.00	267.05	23,279	
限度面積要件の判定			90.91			75.00			234.09									400.00		

- 1) 限度面積超過により順位付けが行われた場合、相続人間の軽減対象面積の配分は遺産分割割合に応じて行うものとします
- 2) 貸付事業用宅地として特例の適用を受けるには、相続人が賃貸事業の事業主となる必要があります。未成年者等を相続人とする場合はご注意ください
- 3) 本計算は「相続人」シートの同居区分に従って処理しています。同居区分欄の入力に誤りが無いかご確認下さい
- 4) これは相続税の試算を行うための簡易計算ですので、正確な計算を必要とされる場合は必ず税理士等へご確認下さい

小規模宅地の特例対象外の不動産

- 小規模宅地の特例対象とした不動産を除きます
- このソフトは概算用ですので、下の個々の不動産ごとの遺産分割案は作成しません
- よって同種の不動産(例:同一地区の底地etc)は1行にまとめても全く問題はありません
- 画地条件(奥行逓減etc.)の計算は別ソフト「土地相続税評価」をご使用下さい

小規模宅地の対象外とされた不動産

(単位:千円)

	物件名 ・所在等	土地路線価 (更地評価)	建物評価額	持分 (%)	権利形態等		借地 割合	権利等の勘案後		課税対象額
					土地	建物		土地評価額	建物評価額	
1								0	0	0
2								0	0	0
3								0	0	0
4								0	0	0
5								0	0	0
6								0	0	0
7								0	0	0
8								0	0	0
9								0	0	0
10								0	0	0
11								0	0	0
12								0	0	0
13								0	0	0
14								0	0	0
15								0	0	0
16								0	0	0
17								0	0	0
18								0	0	0
19								0	0	0
20								0	0	0
21								0	0	0
22								0	0	0
23								0	0	0
24								0	0	0
25								0	0	0
26								0	0	0
27								0	0	0
28								0	0	0
29								0	0	0
30								0	0	0
							合 計	0	0	0

小規模宅地以外の不動産の課税評価額合計

0 千円

不動産を除く相続財産の内訳

単に相続税総額の試算を行う場合は、各資産毎にまとめて概算額を入力してもかまいません
但し、遺産分割方法や遺言書の作成を検討する際には、細目に分けて入力すると便利です

(単位：千円)

財産種類		細目・名称等	金額	補足説明	
現預金 ・その他	現預金・株式等	A銀行定期預金	20,000 千円		
		B社株式	6,000 千円		
	その他	家庭用財産	5,000 千円		家庭用財産 他
	生命保険	C生命	10,000 千円		※生命保険控等の 控除前の金額 (住宅ローンの団体信用 生命保険も入力)
D生命		10,000 千円			
ローン団体生命		9,200 千円			
死亡退職金			※退職手当金等の 控除前の金額		
ローン・債務	住宅ローン	9,200 千円	※ローンの団体信用生命 保険が付く場合は、上の 生命保険欄に同額を入力		
葬儀費用・寄付金等	寄付金				
	葬儀費用	3,000 千円			

上の表より、不動産以外の相続財産は下記の通り

金融資産 他	31,000 千円
生命保険等	29,200 千円
死亡退職金	0 千円
ローン・債務	▲ 9,200 千円
葬儀費用・寄付金等	▲ 3,000 千円
合計	48,000 千円

2015年度(平成27年度)税制に基づく相続税額等の試算

法定相続人数・基礎控除 他

相続財産総評価額	131,640 千円
法定相続人数	5 人
基礎控除上限額	60,000 千円
生命保険非課税枠上限	25,000 千円

※ 各種控除実施前

相続税の申告が必要です

相続財産・課税遺産総額

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地対象)	83,640	▲ 23,279	60,361
不動産(それ以外)	0		0
現預金その他総額	31,000		31,000
生命保険	29,200	▲ 25,000	4,200
死亡退職金	0	0	0
債務	▲ 9,200		▲ 9,200
葬儀費用・寄付等	▲ 3,000		▲ 3,000
基礎控除前 合計	131,640	▲ 48,279	83,361
基礎控除			60,000
課税遺産総額			23,361

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に自動的に見直されます

法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

	法定割合	相続額 (a)	税率 (b)	速算控除 (c)	$a \times b - c$	相続税総額 × 法定割合	2割加算
妻	50%	11,681	15%	500	1,252	1,210	
長女	17%	3,894	10%		389	403	
次男	17%	3,894	10%		389	403	
長男の第1子	8%	1,947	10%		195	202	
長男の第2子	8%	1,947	10%		195	202	
		23,361		相続税総額→	2,420		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

相続税総額	2,420 千円
配偶者税額軽減	▲ 1,210 千円
加算額	0 千円
課税総額※	1,210 千円

これは相続税の概要を把握するための参考値です。
平成22年の改正により、小規模宅地を適用する土地の遺産分割方法により相続税総額が大きく変化することとなりました。
実際の課税額については「税額計算」をご参照下さい。

※小規模宅地の分割方法によっては、上のように法定割合を適用することが不可能なケースもあります

※課税額の実際の計算では相続税総額の配分に際して端数調整がされるため、上の課税額とは誤差が生じます

遺産分割案の作成

- 相続税の概算を求めることが目的あるため、相続割合は集計された財産ごとに決めることとします
- 小規模宅地の特例の対象不動産については、設定済みの相続割合を反映します
- 上段で相続割合を決めると、下段で相続額(軽減・控除前)が表示されます

遺産分割案(各種軽減措置・控除実施前の評価額ベース)

(単位：% 又は 千円)

相続人		相続放棄	小規模宅地 83,640	その他不動産	生命保険 29,200	死亡退職金	他の金融資産 31,000	負債 ▲ 9,200	葬儀費用 ▲ 3,000	評価額 131,640
遺産分割割合	妻		36		50		50	100	50	37.5
	長女		11		17		17		17	14.6
	次男		36		17		17		17	30.2
	長男の第1子		8		8		8		8	8.9
	長男の第2子		8		8		8		8	8.9
	法定相続人									
	それ以外									
未分割割合			1							
評価額 (軽減・控除等実施前)	妻		30,000		14,600		15,500	▲ 9,200	▲ 1,500	49,400
	長女		9,456		4,964		5,270		▲ 510	19,180
	次男		30,000		4,964		5,270		▲ 510	39,724
	長男の第1子		7,092		2,336		2,480		▲ 240	11,668
	長男の第2子		7,092		2,336		2,480		▲ 240	11,668
	法定相続人									
	それ以外									
未分割財産額										

※この分割案により生命保険・死亡退職金の控除額が変化し、前出の相続税総額が修正されました

遺産分割案に基づく相続税額試算

- 遺産分割案に基づく相続税額を算出します
- 各種特例等による控除額については「各人別 相続税額計算・相続財産内訳」をご参照ください

相続税総額 (A)	2,420 千円
-----------	----------

相続税額計算

(単位:千円)

		相続財産(控除前)		課税対象額		算出税額 (A × b)	加算額	配偶者控除 ・税額控除	納税額
		金額	割合	金額	(b)				
法定相続人	妻	49,400	37.5%	27,900	33.5%	810	0	▲ 810	0
	長女	19,180	14.6%	11,914	14.3%	346	0	0	346
	次男	39,724	30.2%	26,474	31.8%	769	0	0	769
	長男の第1子	11,668	8.9%	7,406	8.9%	215	0	0	215
	長男の第2子	11,668	8.9%	9,668	11.6%	281	0	▲ 281	0
それ以外									
		131,640		83,361		2,420	0	▲ 1,091	1,329

(基礎控除実施前)

配偶者への税額軽減

	金額	非課税限度
配偶者の相続財産額	27,900 千円	160,000 千円
同 (算出)税額	810 千円	



軽減額	810 千円
軽減後税額	0 千円

相続人全体への課税関係

評価額	相続財産総額	131,640 千円
	小規模宅地の軽減額	▲ 23,279 千円
	生命保険控除等	▲ 25,000 千円
	相続財産 (小計)	83,361 千円
	基礎控除	▲ 60,000 千円
	課税対象額	23,361 千円
税額	相続税総額	2,420 千円
	加算額	0 千円
	配偶者控除	▲ 810 千円
	税額控除	▲ 281 千円
	相続税額 (納税額)	1,329 千円

- ① ここでは二次相続についての計算は行いません
- ② 現行税制では小規模宅地の利用状況(同居の有無etc.)により税額が大きく変化してしまいます
- ③ よって二次相続の発生時点での課税対象額は改めて計算する必要があります

各人別 相続税額計算 ・ 相続財産内訳

相続税総額 2,420 千円

※ 遺産分割案により生命保険等の控除額が確定すると、相続税総額は自動的に再計算されます

各人別相続税 税額計算

(単位:千円)

	相続人	放棄	相続財産額		課税評価額		算出税額	加算額	配偶者控除	未成年者控除	障害者控除	特別障害者控除	納税額	
法定相続人	1 妻		49,400	37.5%	27,900	33.5%	810		▲ 810				0	
	2 長女		19,180	14.6%	11,914	14.3%	346						346	
	3 次男		39,724	30.2%	26,474	31.8%	769						769	
	4 長男の第1子		11,668	8.9%	7,406	8.9%	215						215	
	5 長男の第2子		11,668	8.9%	9,668	11.6%	281			▲ 281			0	
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	13													
	14													
	15													
それ以外	16													
	17													
	18													
	19													
	20													
			131,640		83,361		2,420		▲ 810	▲ 281			1,329	

各人別相続財産内訳

(単位:千円)

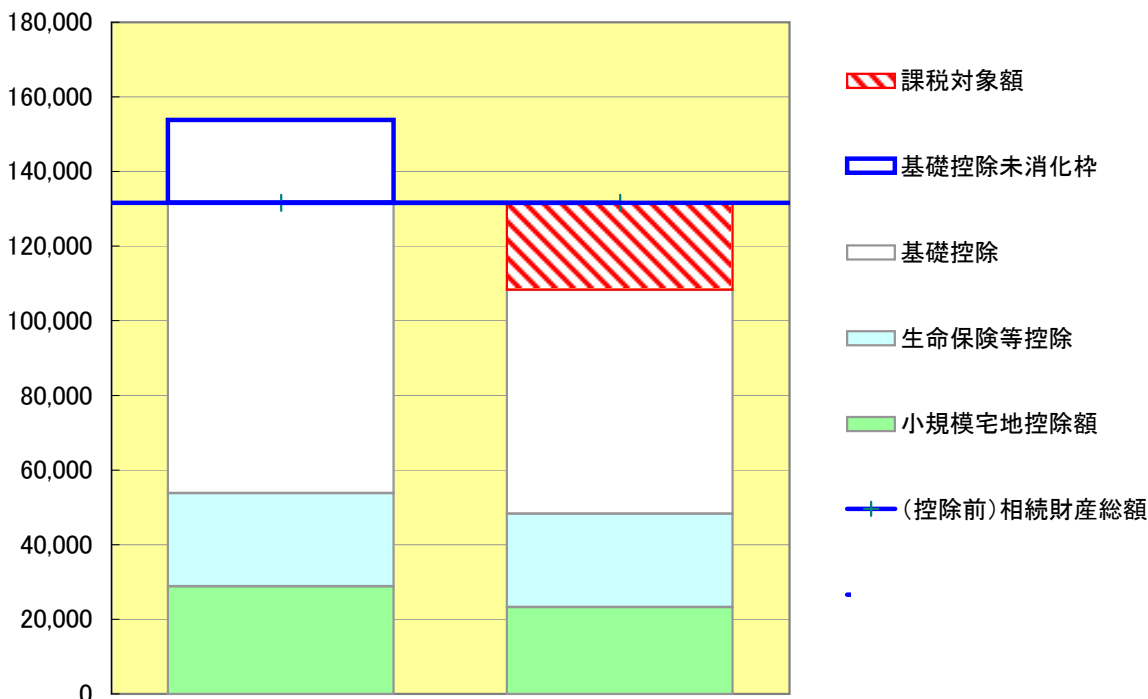
	相続人	放棄	小規模宅地			その他不動産	生命保険			死亡退職金			その他金融資産	債務	葬儀費用・寄付
			評価額	軽減額	課税評価額		評価額	控除	課税評価額	評価額	控除	課税評価額			
法定相続人	1 妻		30,000	▲ 9,000	21,000		14,600	▲ 12,500	2,100				15,500	▲ 9,200	▲ 1,500
	2 長女		9,456	▲ 3,016	6,440		4,964	▲ 4,250	714				5,270		▲ 510
	3 次男		30,000	▲ 9,000	21,000		4,964	▲ 4,250	714				5,270		▲ 510
	4 長男の第1子		7,092	▲ 2,262	4,830		2,336	▲ 2,000	336				2,480		▲ 240
	5 長男の第2子		7,092		7,092		2,336	▲ 2,000	336				2,480		▲ 240
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
それ以外	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
			83,640	▲ 23,279	60,361		29,200	▲ 25,000	4,200				31,000	▲ 9,200	▲ 3,000

税制改正が相続税へ与える影響 (遺産分割案設定後の計算結果の比較)

- 平成27年度の税制改正案(見込)と旧税制(平成21年以前)との比較を行います
- 平成27年には基礎控除の大幅な減額が実施されます
- 一方、小規模宅地特例は平成22年に厳格化されましたが平成27年には一部緩和されます
- 趨勢としては相続税増税の流れですが、小規模宅地の状況によっては大幅増税となるケースと小幅な増税に留まるケースに分かれると思われますのでご注意ください

		平成21年(2009)基準	平成27年(2015)基準	新旧税制比較
評価額	相続財産総額	131,640 千円	131,640 千円	小規模宅地特例の減額 ▲ 5,521 千円
	小規模宅地の軽減額	▲ 28,800 千円	▲ 23,279 千円	
	生命保険控除等	▲ 25,000 千円	▲ 25,000 千円	総控除額の縮小 ▲ 23,361 千円
	相続財産 (小計)	77,840 千円	83,361 千円	
	基礎控除	▲ 77,840 千円	▲ 60,000 千円	
	課税対象額	0 千円	23,361 千円	
控除	各種控除合計額	▲ 131,640 千円	▲ 108,279 千円	
	控除の未消化枠	22,160 千円	0 千円	
税額	相続税総額	0 千円	2,420 千円	
	加算額	0 千円	0 千円	
	配偶者控除	0 千円	▲ 810 千円	
	税額控除	0 千円	▲ 281 千円	
	相続税額 (納税額)	0 千円	1,329 千円	

平成21年(以前)の基準 ⇒ 平成27年以降の基準



小規模宅地の評価軽減額(小規模宅地の軽減を全相続人に適用)

物件名	土地面積	土地評価	特例区分	軽減率	軽減対象面積	軽減額
A. 自宅兼店舗 被相続人居	300.00 m ²	45,000 千円	特定居住用宅地	80%	240.00 m ²	28,800 千円
B. 自宅兼店舗 特定事業地						
C. アパート 貸付事業地	200.00 m ²	18,040 千円	貸付事業用宅地	50%		
平成21年基準による軽減額						28,800 千円
税制改正後の軽減額 23,279 千円 との差						5,521 千円

※併用住宅等については、①特定居住用、②特定事業用、③その他 の順で優先順位を自動的に決めています

法定相続人数・基礎控除

	平成21年度税制
法定相続人数	5 人
基礎控除	100,000 千円
生命保険非課税枠上限	25,000 千円

相続財産(平成21年基準)

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地対象)	83,640	▲ 28,800	54,840
不動産(それ以外)	0		0
現預金その他総額	31,000		31,000
生命保険	29,200	▲ 25,000	4,200
死亡退職金	0	0	0
債務	▲ 9,200		▲ 9,200
葬儀費用・寄付等	▲ 3,000		▲ 3,000
基礎控除前 合計	131,640	▲ 53,800	77,840
基礎控除			77,840
課税遺産総額 → A			0

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に平成21年基準に従い自動的に見直されます

(平成21年基準) 法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

相続人	法定割合	相続額(a)	税率(b)	速算控除(c)	a×b-c	A × 法定割合	2割加算
妻	50%	0	0%	0	0	0	0
長女	17%	0	0%	0	0	0	0
次男	17%	0	0%	0	0	0	0
長男の第1子	8%	0	0%	0	0	0	0
長男の第2子	8%	0	0%	0	0	0	0
		0		相続税総額→	0		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

	平成21年基準
相続税総額	0 千円
配偶者税額軽減	0 千円
加算額	0 千円
課税総額※	0 千円

※本表は比較のために作成した参考資料です。各特例の適用基準の変更等を完全にサポートしたものではありません。

※生命保険・死亡保険金の控除額は現行基準と比較するため、遺産分割案とリンクさせて旧基準で計算しています

2009年度(平成21年度)基準による 各人別 相続税額計算・相続財産内訳

相続税総額 0

※ 遺産分割案により生命保険等の控除額が確定すると、相続税総額は自動的に再計算されます

各人別相続税 税額計算

(単位:千円)

	相続人	放棄	相続財産額		課税評価額		算出税額	加算額	配偶者控除	未成年者控除	障害者控除	特別障害者控除	納税額
法定相続人	1 妻		49,400	37.5%	22,500	28.9%							0
	2 長女		19,180	14.6%	14,930	19.2%							0
	3 次男		39,724	30.2%	21,074	27.1%							0
	4 長男の第1子		11,668	8.9%	9,668	12.4%							0
	5 長男の第2子		11,668	8.9%	9,668	12.4%							0
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
それ以外	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
			131,640		77,840								

各人別相続財産内訳

(単位:千円)

	相続人	放棄	小規模宅地			その他不動産	生命保険			死亡退職金			その他金融資産	債務	葬儀費用・寄付
			評価額	軽減額	課税評価額		評価額	控除	課税評価額	評価額	控除	課税評価額			
法定相続人	1 妻		30,000	▲ 14,400	15,600		14,600	▲ 12,500	2,100				15,500	▲ 9,200	▲ 1,500
	2 長女		9,456		9,456		4,964	▲ 4,250	714				5,270		▲ 510
	3 次男		30,000	▲ 14,400	15,600		4,964	▲ 4,250	714				5,270		▲ 510
	4 長男の第1子		7,092		7,092		2,336	▲ 2,000	336				2,480		▲ 240
	5 長男の第2子		7,092		7,092		2,336	▲ 2,000	336				2,480		▲ 240
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
それ以外	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
			83,640	▲ 28,800	54,840		29,200	▲ 25,000	4,200				31,000	▲ 9,200	▲ 3,000